

議 事 録 抄 本

令和 8 年 2 月

福崎町農業委員会

令和8年2月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 2月19日(木) 15:00～

場 所 : 役場2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 山下事務局長、藪内課長補佐、和田

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
1番 牛尾 敏博	12番 尾内 奎則

【署名人】

4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
----------	----------

<案件>

- 議案第45号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 4件
- 議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(委員会許可) 1件
- 議案第47号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 2件
- 議案第48号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
(委員会受理) 3件
- 議案第49号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る
意見聴取について 50件

議案第50号	地域計画の変更に係る意見聴取について	14件
報告第1号	公共事業の施行に伴う一時転用届出について	2件
報告第2号	農地使用貸借の合意解約通知について	5件
報告第3号	会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について	4件
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出について	1件
(その他)	『地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針』の共同策定について	

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会2月定例会を開催します。

本日、欠席の連絡はありません。農業委員定数12人中12人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
----------	----------

委員にお願いします。本日は議案第45号から議案第50号に至る計6議案、報告事項4件について審議願います。

それでは、はじめに議案第45号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第45号につきまして、職務代理者の上阪副会長に議長をお願いし私は退出いたします。

< 上田会長 退席 >

< 職務代理者 議長席へ >

議案第45号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

(事務局) 35番：資料1～3ページをご覧ください。申請地は、■■■■及び■■■■
■■■■が春日ふれあい会館から西約500m、■■■■を含む4筆が春日ふれあい
会館から南西約400mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。この申請は、
売買による所有権移転です。申請地は現在、譲受人が耕作しております。双方で、話が
まとまり申請が出てきております。取得後は引き続き水稻をする予定です。周辺は、
■■■■が耕作しており所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満
たすものと考えます。

以上です。

(職務代理者) 事務局からの説明が終わりました。
議案第45号 35番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願
います。

(牛尾委員) 35番：現地では、耕うんされ耕作する準備がされていることを確認しまし
た。

現地調査班では、問題なしと判断しています。

よろしくご審議ください。

(職務代理者) 議案第45号 35番について、質疑はありませんか。

<なし>

(職務代理者) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第45号 35番について、討論はありませんか。

<なし>

(職務代理者) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第45号 35番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成10：反対0]

(職務代理者) 全員挙手でございますので、議案第45号 農地法第3条の規定による農地等
の所有権移転許可申請承認 35番について、原案の内容で許可することといた
します。

当議案の審議が終わりましたので議長の任を解かせていただきます。

< 職務代理者 議長席退席 >

< 上田会長 着席 >

(議長) 次に、議案第45号 36番について、関係委員がおられるため退席お願いいたします。

< 尾内推進委員 退席 >

事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 36番：資料4ページをご覧ください。申請地は、小鶴池から東約50mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲渡人は遠方に住んでおり農地の管理に困っておりました。以前より、知り合いであった■■■■と話がまとまり申請が出てきております。取得後は水稻を行う予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。今回の申請に併せて地域計画を変更しますので、ご意見があればお願いいたします。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第45号 36番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(牛尾委員) 36番：現地では、耕うんされ耕作する準備がされていることを確認しました。

現地調査班では、問題なしと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議長) 議案第45号 36番について、質疑及び意見はありませんか。

山口委員どうぞ。

(山口委員) 35番36番ともに、この議案書で売買・贈与による所有権移転か使用貸借かをどう見分けたらいいのでしょうか。

(事務局) 議案書の見出しに所有権移転と使用貸借権設定の記載があるためそちらで権利内容は判断していただければと思います。

(議長) 他に質疑はありませんか。

岡推進委員どうぞ。

(岡推進委員) 売買・贈与と説明いただきますが、議案書の備考欄に売買・贈与のどちらで所有権移転が発生するのか記載するのはいかがでしょうか。

(事務局) 次回から備考欄に追記いたします。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 45 号 36 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 45 号 36 番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 36 番について、原案の内容で許可することといたします。

< 尾内推進委員 着席 >

次に、議案第 45 号 37 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 37 番：資料 5 ページをご覧ください。申請地は、福崎西中学校から南約 200m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。1 月の委員会で住宅建築の 5 条申請があった隣接地です。譲受人及び譲渡人は 5 条申請と同一であり今回は 3 条申請が出てきております。取得後は、野菜を栽培する予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 45 号 37 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(牛尾委員) 37 番：現地では、草刈り等管理がされていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 45 号 37 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 45 号 37 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 45 号 37 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 37 番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第 45 号 38 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 38 番：資料 6 ページをご覧ください。申請地は、桜下池から東約 300m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。以前より、譲受人が申請地の草刈り等をしておりましたが、所有権移転で話がまとまり申請が出てきております。今回の申請に併せて地域計画を変更しますので、ご意見があればお願いいたします。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 45 号 38 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(牛尾委員) 38 番：現地では、維持管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 45 号 38 番について、質疑及び意見はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 45 号 38 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第 45 号 38 番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11：反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 38 番について、原案の内容で許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

(委員会許可)

(事務局) 39 番：資料 7 ページをご覧ください。申請地は、吉田公民館から南約 250 m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、使用貸借権設定の申請です。これまでは別の方と契約しておりましたが、解約となり新たに権利を設定するため、今回の申請が出てきております。期間は 10 年間となっております。取得後は水稻を行う予定です。周辺は、集団化していないため使用貸借権設定による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。今回の申請に併せて地域計画を変更しますので、ご意見があればお願いいたします。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第 46 号 39 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(牛尾委員) 39 番：現地では、耕うんされ整備されていることを確認しました。現地調査班では、問題なしと判断しています。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 46 号 39 番について、質疑及び意見はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 46 号 39 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 46 号 39 番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認 39番について、原案の内容で許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第47号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第47号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

(事務局) 16番:資料8・9ページをご覧ください。申請地は、上中島公民館から北西約50mに位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。
この申請は売買により太陽光発電施設へ転用するものです。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第47号 16番について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 16番:現地では、畑として使用されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第47号 16番について、質疑はありますか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第47号 16番について、討論はありますか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第47号 16番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第47号 農地法第5条の規定による農

地等の所有権移転許可申請承認 16 番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

次に、議案第 47 号 17 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 17 番：資料 10・11 ページをご覧ください。申請地は、桜下池から西約 400m に位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。

この申請は売買により太陽光発電施設へ転用するものです。この申請は 1000 m² を超えた事業面積であるため、福崎町開発事業等調整条例のもと調整が行われております。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 47 号 17 番について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 17 番：現地では、管理されていることを確認し、事務局より 2 年前に地元説明会が開催されたとの報告を受けました。

現地調査班では、問題なしと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議長) 議案第 47 号 17 番について、質疑はありますか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 47 号 17 番について、討論はありますか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 47 号 17 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議長) 全員挙手でございますので、議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 17 番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

(議長) 次に、議案第 48 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について、

事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 48 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について

(委員会受理)

(事務局) 資料 12 ページをご覧ください。残存小作の解消が出てきています。所有者から解約の申出をし、耕作者と解約の話がまとまりました。
以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 48 号について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 48 号について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 48 号について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11 : 反対 0]

(議長) 全員挙手でございますので、議案第 48 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について、原案の内容で受理することといたします。

(議長) 次に、議案第 49 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 49 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について

(事務局) 資料 13～20 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画案の概要です。事前に議案書を配布させていただいておりますので、朗読は割愛させていただきます。田 93,417 m²、50 件です。
以上です。

(議長) 議案第 49 号につきまして、関係委員は退出お願いいたします。

< 前田委員・植岡委員・尾崎委員・尾内推進委員・岡推進委員 退席 >

(議 長) 議案第 49 号について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 49 号について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 49 号について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 8 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 49 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取 50 件について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

< 前田委員・植岡委員・尾崎委員・尾内推進委員・岡推進委員 着席 >

(議 長) 次に、議案第 50 号 地域計画の変更に係る意見聴取について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 50 号 地域計画の変更に係る意見聴取について

(事務局) 別紙をご覧ください。今回、変更は 14 地区となっております。変更の内容は主に、耕作者の変更です。
以上です。

(議 長) 議案第 50 号について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 50 号について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 50 号について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので議案第 50 号 地域計画の変更に係る意見聴取について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

(議 長) 続きますして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第 1 号 公共事業の施工に伴う一時転用届出について

資料 22・23 ページをお開きください。公共事業の施工に伴う一時転用届出がありましたことを報告します。

報告第 2 号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料 24 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が 5 件出たことを報告します。

報告第 3 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書について

資料 25 ページをお開きください。都市計画法第 29 条による「都市計画法施行規則第 60 条証明」のための営農証明を 1 件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 3 件 計 4 件を発行したことを報告します。

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の所有権移転届出について

資料 26～27 ページをお開きください。令和 8 年 2 月 5 日付けで、農業委員会に届出され受理いたしましたことを報告いたします。

以上です。

(議 長) 報告事項について、質疑はありますか。

<なし>

(議 長) 次に、地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の共同策定について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の共同策定について

(事務局) 地方自治法等が改正され、地方公共団体の議会、長、委員会及び委員において「サイバーセキュリティを確保するための方針」を改正法施行日までに策定・公表・実施することが義務化されました。それに伴い、農業委員会においても農業委員・最適化推進委員が新たに該当するため方針を策定することとなりました。福崎町では福崎町情報セキュリティ基本方針を制定しており、そちらを他の執行機関と共同策定し改正・公表するか、農業委員会として新たに方針を策定するかの決議を取る必要があるため、共同策定に賛成か反対か判断のほどよろしくお願いいたします。

(議長) 何か質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) セキュリティっていうのはネットワークのみなのか文書も含むのかどうですか。

(事務局) ネットワークも文書も全て含みます。

(山口委員) 私たちの持っているタブレットも携帯で写真を撮れるんですよ。内容がよく分かりません。

(事務局) そういったタブレットなどで通常の使用目的以外での使用はしないでくださいというのを改めて明文化するものになります。町の基本方針に入ろうと、農業委員会として策定をしてもすることは同じになります。説明の詳細は時間を取って担当からいたしますが、3月初旬には委員会として方針を決めないといけないため本日、採決をお願いいたします。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

詳しい説明は後日ということですが、今回の採決につきましては共同策定を行うか、福崎町農業委員会として新たに策定するかの採決を取りたいと思います。共同策定に賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議長) 全員挙手でございますので、地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の共同策定について 共同策定に賛成することとい

たします。

<15:45 終了>

○次回農業委員会開催日・・・3月23日（月）15:00～
場所：役場2階 大会議室

署 名 人	山本 徳雄
署 名 人	古田 基晴